別紙第８号様式（第16関係）

競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等）

　　　　年　　　月　　　日

　　四国財務局、高松国税局

四　国　財　務　局　長　　　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　資格決定通知書の　　　　　　　年　　月　　日

交付年月日・番号　　　第　　　　　　　　　号

住　　　　所〒

商号又は名称

　　下記のとおり変更があったので届出をします。

記

１　変更内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 変　更　事　項 | 変　　　　　更　　　　　前 | 変　　　　　更　　　　　後 |  |
|  |  |  |  |

２　変更事項に係る添付書類名

記載要領

　１　登録されている資格の種類を、表題の（建設工事、測量等）に○印を付すこと。

　２　本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。

「変更届」記載要領

１．次に掲げる事項に変更があった場合は、変更届の提出が必要です。

① 住所

② 商号又は名称

③ 電話番号又はファックス番号

④ 法人である場合は代表者の氏名、個人である場合はその者の氏名

⑤ 許可・登録等の状況

⑥ 営業所の名称、所在地及び電話番号・ファックス番号

２．変更届の記載方法は、以下のとおりです。

　　　・「登録業種名」は当局で登録を受けている業種を全て略称で記入してください。

　　　・「資格決定通知書の交付年月日・番号」は等級決定通知書に記載の「文書日付」及び「６桁の受付番号」を記載してください。

　　　・「１　変更内容」には変更のあった事項を記載してください。

所在地の変更の際、郵便番号の変更を記載していない場合がよく見受けられますのでご注意願います。

　　　・「２　変更事項に係る添付書類名」には変更届に添付して提出する資料名を記載してください。

【例】「登記事項証明書（写）」、「建設業許可に係る変更届」、「委任状」など。

３．次のような場合は、変更届を提出する必要はありません。

　・代表者以外の役員に異動があった場合

　・支社、営業所においてのみ業種を追加（又は削除）した場合

　・一般建設業から特定建設業への変更（逆の変更も同様）

　　　・建設業の許可を更新した場合

（許可を受けた業種の廃止・追加など、内容に変更があった場合は必要。但し、許可を受けた業種の追加に伴い、当局での

追加登録を希望される場合は、「変更届」ではなく「新規申請」となります。）

　　　・経営事項審査を更新した場合（更新後の経営事項審査の提出も不要）

　　　・測量に関しては、許可の更新や建設コンサルタントの部門登録（又は削除）についても提出不要です。

　　　・実印を変更した場合

　　　・メールアドレスを変更した場合

４．受付場所

　　　・受付案内 別記「受付場所」のとおりです。

５．その他

　　　・複数の財務局で等級決定を受けている場合（名簿登録を含む）は、全ての財務局に変更届を提出する必要があります。

　　　・行政書士等の代理申請による場合は、申請者からの委任状の添付が必要となります。

　　　・変更届が受理されたことを確認したい場合は、変更届の提出時に、変更届のコピー１部と返信用封筒（切手貼付済み）を同封いただければ、当局の受領印を押印の上、返送いたします。